

# 告 示

## 埼玉県告示第千百十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和三年十月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二〇―三二―〇号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県本庄市北堀字新田原千七百八十五番一、千七百八十五番二、

千七百八十七番、千七百八十八番一、

千七百八十九番一、千七百九十番、

千七百九十一番一、千八百十五番一、

千八百十五番三

埼玉県本庄市北堀字原千四百三十三番三、千四百三十三番七

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七百四十七・九立方メートル